

千代田区立神田錦町福祉施設条例を公布する。

令和 8 年 7 月 13 日

千 代 田 区 長

樋口高顕

# 千代田区立神田錦町福祉施設条例

## (目的)

第1条 この条例は、千代田区立神田錦町福祉施設（以下「錦町施設」という。）の設置及び管理運営について必要な事項を定め、高齢者及び障害者等の自分らしい生活を支援するとともに、人々の交流を通じて、まちの活性化や賑わいを形成し、もって区民福祉の向上に資することを目的とする。

## (設置)

第2条 前条の目的を達成するため、錦町施設を設置する。

2 錦町施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称            | 位置                 |
|---------------|--------------------|
| 千代田区立神田錦町福祉施設 | 東京都千代田区神田錦町三丁目10番地 |

## (施設)

第3条 錦町施設に会議室を設置する。

2 錦町施設は、併設される次に掲げる施設と連携する。

(1) 高齢者施設

(2) 障害者支援施設

## (事業)

第4条 錦町施設においては、次に掲げる事業を行う。

(1) 高齢者及び障害者等の福祉の増進に関する事業

(2) 地域における交流の創出及び新たな賑わいの形成に関する事業

(3) その他千代田区長（以下「区長」という。）が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第5条 錦町施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者の指定の手続については、千代田区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年千代田区条例第23号）の定めるところによる。

## (管理業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 会議室の利用の承認（以下「利用承認」という。）に関する業務その他

の第4条第1号及び第2号に掲げる事業に関する業務

(2) 錦町施設の施設及び設備の保守及び維持管理に関する業務

(3) 第3条第2項に掲げる施設との連携に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、錦町施設の管理運営に関し区長が必要と認める業務

(利用時間等)

第7条 錦町施設の利用時間及び休館日は、指定管理者が、区長の承認を得て定めるものとする。

(利用の手続)

第8条 会議室を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、利用承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用承認に際し、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用の不承認)

第9条 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、会議室の利用を承認しないことができる。

(1) 営利を目的とするものと認められるとき。

(2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 会議室を毀損するおそれがあると認められるとき。

(4) その他錦町施設の管理上支障があると認められるとき。

(利用料金)

第10条 会議室の利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が定める。

2 指定管理者は、前項の利用料金を定め、又は改定しようとするときは、区長の承認を受けなければならない。

(利用料金の納入等)

第11条 第8条第1項の利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、利用料金を利用前に納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、利用料金を後納することができる。

3 利用者が電気、ガス又は水道を特別に使用したときは、別にその実費を徴収

する。

4 利用料金は、指定管理者の収入として収受するものとする。

(利用料金の還付)

第12条 利用者が会議室を利用しなくなり、又は利用できなくなったときは、既納の利用料金は、還付する。ただし、指定管理者は、千代田区規則（以下「規則」という。）で定めるところによりその全部又は一部を還付しないことができる。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、会議室を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(変更制限)

第15条 利用者は、会議室の利用に際して、これに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(利用承認の取消し等)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認を取り消し、利用承認の内容若しくは利用承認に付した条件を変更し、又は利用を中止させ、停止させ、若しくは制限することができる。

(1) 利用者の利用が第9条第1号から第3号までのいずれかの規定に該当するとき。

(2) 利用者が承認された内容と異なる利用を行い、又は利用承認に付された条件を遵守しなかったとき。

(3) 利用者の利用がこの条例若しくは規則に違反し、又は利用者が指定管理者の指示に従わないとき。

(4) 利用者が偽りの内容により申請を行う等不正な手段により利用承認を受けたとき。

(5) 災害その他の事故により、会議室の利用ができなくなったとき。

(6) 公益上必要があると認められるとき。

(7) その他指定管理者が錦町施設の管理上支障があると認めるとき。

2 前項の規定により利用承認を取り消し、利用承認の内容若しくは利用承認に付した条件を変更し、又は利用を中止させ、停止させ、若しくは制限した場合において利用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償責任を負わないものとする。ただし、同項第7号の規定に該当する場合は、この限りでない。

(利用承認の変更等)

第17条 利用者が利用承認の内容を変更し、又は利用を中止しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第18条 利用者は、会議室の利用を終了したときは、直ちに当該会議室を原状に回復しなければならない。第16条第1項の規定により利用承認を取り消され、又は利用を中止され、停止され、若しくは制限されたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第19条 錦町施設の施設又は設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その損害の賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 第5条第2項に規定する指定管理者の指定及びこの条例の施行の日以後の錦町施設の利用に関し必要な手続は、同日前にこれを行うことができる。

別表（第10条関係）

| 会議室  | 限度額（1日当たり） |
|------|------------|
| 会議室A | 12,600円    |
| 会議室B | 13,800円    |
| 会議室C | 15,500円    |